

答申第 785 号

情公 第 3180 号

令和 6 年 3 月 29 日

神奈川県人事委員会

委員長 小池 治 様

神奈川県情報公開審査会

会長 田村 達久

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

令和 4 年 5 月 25 日付けで諮問された職員採用試験に係る文書一部非公開の件（諮問第 884 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県人事委員会が、審査請求人からの令和3年11月26日付け行政文書公開請求に対し、行政文書一部公開決定を行ったことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和3年11月26日付けで、神奈川県人事委員会（以下「実施機関」という。）に対して、別表1に掲げる文書について、行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和3年12月10日付けで、条例第10条第4項の規定に基づき、本件請求に対する諾否の決定期間を延長の上、令和4年1月24日付けで、別表2のとおり本件請求に係る行政文書を特定し、その一部を非公開とする行政文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和4年3月12日付け審査請求書及びこれを補正した同年5月21日付け審査請求書をもって、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分のうち、別表1に掲げる請求7-a及び請求8に係る処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張

(1) 請求7-aについて

面接票のうち、学歴（学校名）は省略させ、職場名のみを記載させるようになったことには相当の理由があるはずであり、その理由を知らないことには信用ならない。実施機関から、面接票の策定に関する行政文書には既に職場名の記載欄が設けられた面接票があり、当該記載欄が設けられた理由は不明であると電子メールで説明があった。また、当該メールには、これまでの職業上の経験を採用後にどの様に活かすことができるのか等、県職員として仕事をしていく中で有能であるのかの判断材料の一つとしていと書かれていた。しかし、職務内容ではなく職場名の記載を求めている

ことで、職場が有名企業であるか否かで判断されているという疑念は必ず生じると思われる。職場名を書かせることにより、面接官に不要な先入観を抱かせる原因になると憂慮されるものであるから、面接票に職場名まで書かせるのは不合理である。

(2) 請求 8 について

請求 8 に係る行政文書が存在しないのであれば、大勢の受験者を各面接官が一時的に評価したものを最終的な面接試験の評価としていることにつながり、面接試験での面接官の評価のかたより等を是正していないことに直結する。また、実施機関は弁明書において、研修会等を行い、面接官の資質向上を図っているとあるが、これを裏返せば、面接官の資質が不均一であることを証左している（原文ママ）。また、マニュアルにより面接の評価基準を統一しているとのことであるが、研修のみを通じて全ての面接官が人事委員会の意に沿った人物評価ができるのかは疑念が残る。全ての面接官がマニュアルの意図を正確に把握しているとは到底考えられない。実施機関は、公平正大（原文ママ）な評価を行っていることの事実づくりのために研修動画及びマニュアルの整備をしているのではないかと疑念がわく。

4 実施機関の説明

(1) 請求 7 - a について

実施機関が現在保管している面接票の策定及び修正に係る行政文書（以下「面接票関連文書」という。）には、職場名を記載する欄が既に設けられており、当該欄を設けた理由は確認できない。また、請求 7 - a に係る行政文書については、文書保存期間満了により既に廃棄されていることから非公開とした。

(2) 請求 8 について

実施機関において、「全ての面接試験を終えたのち、評価の整合性（評価の偏りを埋める）をとるため、最終的な面接試験の最終的な評価点を出」すといった作業を行っていないことから、これに係る行政文書を作成していない。

なお、面接員に対しては、講師を交えた研修会を行い、資質向上を図るとともに、選考実施マニュアルにより評価基準を統一している。また、実際の面接試験においても、面接を行う班ごとに人事委員会事務局の職員を配置し、公正な評定が行われるよう選考実施マニュアルに沿った試験運営を行っている。

5 審査会の判断理由

本件審査請求は、本件処分のうち、別表1に掲げる請求7-a及び請求8に係る処分の取消しを求めるものであると解されることから、これらの請求に係る処分の妥当性について、以下検討する。

(1) 請求7-aについて

実施機関は、請求7-aに係る行政文書について、保存期間満了により廃棄していることから不存在であると説明している。この点について当審査会が実施機関に改めて確認したところ、面接票関連文書は神奈川県人事委員会行政文書管理規則第9条別表のうち「1事業の計画及び実施に関するもの」に該当するものとして、その保存期間を5年間としているため、本件請求時点で確認できた最も古い面接票関連文書は平成29年度作成の行政文書であるところ、当該文書中の面接票には既に職場名を記載する欄が設けられており、また、面接票以外の文書中にも職場名の記載欄を設けた理由を示す記載を確認できなかったため、文書不存在としたとのことであつた。

当審査会が面接票関連文書を確認したところ、かかる実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、審査請求人より、これを覆すに足りる具体的根拠も示されていない以上、実施機関が、請求7-aについて、文書不存在を理由に非公開とした処分は妥当である。

(2) 請求8について

審査請求人は、請求8に係る行政文書が存在しないのであれば、面接試験での面接官の評価の偏り等が是正されないことになることから、請求8に係る行政文書は存在すると主張している。これに対して、実施機関は、「全ての面接試験を終えたのち、評価の整合性（評価の偏りを埋める）を

とるため、最終的な面接試験の最終的な評価点を出」すといった作業を行っていないことから、当該作業に係る行政文書も存在しないと説明している。

当審査会が確認したところ、本件請求に対して実施機関が特定した「令和3年度障がいのある人を対象とした神奈川県職員採用選考試験委員第2次選考実施マニュアル」には、面接試験の得点の算出方法に係る記載が認められるものの、審査請求人の主張する「全ての面接試験を終えたのち、評価の整合性(評価の偏りを埋める)をとる」方法により最終面接試験の評価がなされていたことを窺わせる記載は、非公開部分も含めて見出すことができなかった。また、審査請求人より、実施機関の説明を覆すに足りる具体的根拠も示されていない以上、実施機関が、請求8について、文書不存在を理由に非公開とした処分は妥当である。

(3) その他

審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1

| 番号 | 公開請求に係る行政文書の内容 |
|----------------------|---|
| 令和3年度障害者採用試験における次の情報 | |
| 1 | 1次教養試験の問題及び回答 |
| 2 | 面接試験日程、面接室別面接官の所属、職位等（氏名除く全部） |
| 3 | <p>面接各日、各面接室別、面接評価一覧（①身体障害、②知的障害、③精神障害等、志願者の障害別の評価を分かるようにすること）志願者の受験番号等は伏せてよいが、必ず時間系列毎に整理すること。面接官毎の評価点（粗点）を記載すること。</p> <p>※請求内容調整事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間系列ではないが、集合時間（午前・午後）を記載したリストで良いことを請求者に確認 ・請求の内容以外の項目は請求対象外であることを請求者に確認 ・面接官毎の評価点は不要であることを請求者に確認 |
| 4 | <p>全面接官の人事採用経歴事項など（氏名は除く、但し請求3と連動し、特定できるようにすること）</p> <p>面接官の人事部署での職務経験年数（通算）</p> |
| 5 | a 面接試験評価内容及びその基準 |
| | b また、面接試験を実施するにあたり、面接官に事前に共有させた留意事項の内容等やその周知の方法についてわかるもの |
| 6 | a 人事採用面接官たりうる資格等を定めているのか、 |
| | <p>b 研修等を行っているのか、行っているのであればその内容の詳細などが分かるもの</p> <p>※請求内容調整事項</p> <p>「研修内容の詳細などが分かるもの」は、研修の概要等が記載されたものであって、研修の資料は不要であり、請求に係る文書の対象でないことを請求者に確認</p> |
| 7 | a 面接票を現在の形態に定めた理由が分かるもの。（特に学校名や、職場名を具体的に記載させるようになっているのか理由がわかるものが欲しい） |
| | <p>※請求内容調整事項</p> <p>学校名の記入は求めているため、「学校名を具体的に記載させるようになっている理由がわかるもの」は削除することを請求者に確認</p> |
| | b （aを除く）面接票を現在の形態に定めた理由が分かる文書 |
| 8 | 全ての面接試験を終えたのち、評価の整合性（評価の偏りを埋める）をとるため、最終的な面接試験の最終的な評価点を出したプロセスや資料等（議事録等） |

| 番号 | 公開請求に係る行政文書の内容 | |
|----|---|---|
| 9 | a | 全志願者の1次試験平均点 |
| | b | (aのうち) (なお、請求3にあるように障害区分ごとにも分かるように記載すること) |
| | c | 2次試験受験者の作文平均点、面接試験平均点がわかるもの。(なお、請求3にあるように障害区分ごとにも分かるように記載すること) |
| 10 | a | 作文試験の採点基準についてわかるもの、また、内部採点(神奈川県職員)なのか、外部委託なのかを示し、また1人採点か、複眼採点なのか、 |
| | b | 併せて採点者の資格(作文を評価できるような人物かどうかの確認)がわかるもの |
| 11 | 1次教養、作文、面接試験の合格基準点がわかるもの ※請求内容調整事項 「合格基準点」とは、合格最低基準点及び合格者の最低点の両方を指していることを請求者に確認 | |
| 12 | 1次志願者の障害別内訳(①身体、②知的、③精神)、1次試験合格者の障害別内訳、2次試験受験者の障害別内訳、及び最終合格者の障害別内訳(3区分別)についてわかるもの | |

※「請求内容調整事項」とは、実施機関が請求内容について、請求者と調整した結果を記したものである。

別表 2

| 番号 | 特定した行政文書 | 非公開とした部分及び理由 |
|----|---|---|
| 1 | ・令和3年度障がいのある人を対象とした職員採用選考教養考査問題 ・令和3年度障がいのある人を対象とした職員採用選考教養考査問題の正答 | (条例第5条第2号該当) 法人提供問題における問題、正答、問題名、分野名、正答の数 |
| 2 | 令和3年度障がいのある人を対象とした職員採用選考第2次選考日程及び面接員割振表 | (条例第5条第4号エ該当) 一部面接員の職名 |
| 3 | 令和3年度受験者リスト(第2次選考・可否) | (条例第5条第1号該当) 障害種類、【行政】面接、【小中】面接及び【警察】面接 |
| 4 | (文書不存在) | 当該行政文書を作成していない |
| 5 | a 人物評定票 | (条例第5条第4号エ該当) 評定項目の詳細、主要着眼点、評定及び総合判定点 |
| | b 令和3年度障がいのある人を対象とした神奈川県職員採用選考試験係員第2次選考実施マニュアル | (条例第5条第1号、第4号柱書及び同号エ該当) ファイルの保存フォルダ、携帯電話番号、評定方法に係る部分、受験者を特定できる情報に係る部分、評定項目別の評定のポイントと質問例(参考)及び人物評定票記載例の評定項目の詳細・主要着眼点・評定・総合判定点 |
| | 面接当日に面接員に配付した面接員へのお願い事項 | (なし) |
| | 講習会資料(動画を含む)の閲覧方法 | (条例第5条第4号柱書及び同号エ) ファイルの保存フォルダ及び講師名 |
| 6 | a (文書不存在) | 当該行政文書を作成していない |
| | b 令和3年度障がいのある人を対象とした職員採用選考人物考査講習会について | (条例第5条第4号エ) 講師の職及び氏名 |
| 7 | a (文書不存在) | 保存期間を満了し既に廃棄 |
| | b (文書不存在) | 当該行政文書を作成していない |
| 8 | (文書不存在) | 当該行政文書を作成していない |

| 番号 | 特定した行政文書 | 非公開とした部分及び理由 |
|----|--|--|
| 9 | a 令和3年度障がいのある人を対象とした職員採用選考第1次選考合格者の決定について（案） | （なし） |
| | b （文書不存在） | 当該行政文書を作成していない |
| | c （文書不存在） | 当該行政文書を作成していない |
| 10 | a 作文考査評定票 | （条例第5条第4号エ） 主要着眼点及び評定 |
| | b （文書不存在） | 当該行政文書を作成していない |
| 11 | 選考の実施の基準（障がい者） | （なし） |
| | 令和3年度障がいのある人を対象とした職員採用選考 第1次選考合格者発表 | （なし） |
| | 令和3年度受験者リスト（第2次選考・合否） | （条例第5条第1号該当） 申込日、申込方法、整理番号、申込順、受験番号、フリガナ、氏名、年齢、郵便番号、住所、電話番号、障害種類、障害の級、障害の状況、注釈、FAX（メール）番号、教養、合否、一次順位、学歴、第1、第2、作文、各選考区分ごとの面接・総得点・基準越・合否・順位、2次受験、教養、一次順位、抽出用、生年月日、国籍、在学期間（開始）及び在学期間（終了） |
| 12 | 令和3年度障がいのある人を対象とした神奈川県職員採用選考の実施結果 | （なし） |

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|-------------------------|---------|
| 令和4年5月25日 (収受) | ○ 諮問 |
| 令和5年12月20日 (第239回部会) | ○ 審議 |
| 令和6年1月30日 (第240回部会) | ○ 審議 |
| 令和6年2月29日 (第241回部会) | ○ 審議 |

神奈川県情報公開審査会委員名簿

| 氏 名 | 現 職 | 備 考 |
|---------|---------------|---------|
| 板 垣 勝 彦 | 横浜国立大学大学院教授 | 部 会 員 |
| 市 川 統 子 | 弁護士（神奈川県弁護士会） | |
| 岩 田 恭 子 | 弁護士（神奈川県弁護士会） | |
| 小 沢 奈 々 | 横浜国立大学教育学部准教授 | 部 会 員 |
| 桑 原 勇 進 | 上 智 大 学 教 授 | 会長職務代理者 |
| 田 村 達 久 | 早 稲 田 大 学 教 授 | 会 長 |
| 前 田 康 行 | 弁護士（神奈川県弁護士会） | 部 会 員 |

（令和6年3月29日現在）（五十音順）